

【新選定基準（採用・除外基準）】

日経平均株価は以下の基準により構成銘柄を入替えます。この基準は2000年4月24日から適用します。

（1）構成銘柄

日経平均株価は東証第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出します。長期間にわたる継続性の維持と産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成する指数とします。

（2）定期見直し基準

以下の方法により毎年定期的に構成銘柄を見直します。定期見直しは原則として毎年1回、10月の第一営業日とし、定期見直しによる入替え銘柄数には上限を設けません。

市場流動性の測定（高流動性銘柄群の決定）

東証第1部上場銘柄の中から市場流動性の高いグループを選び、これを「高流動性銘柄群」とします。個々の銘柄の市場流動性を測定する指標は、

- 1) 過去5年間の売買代金
- 2) 過去5年間の売買高当たりの価格変動率

とし、両指標から見て流動性が日経平均採用銘柄数（225）の倍に当たる上位450に属する銘柄グループが「高流動性銘柄群」です。

市場流動性低下銘柄の除外（絶対除外基準）

「高流動性銘柄群」に属さなくなった銘柄（市場流動性順位451位以下）は、構成銘柄から除外します。

市場流動性が極めて高い銘柄の採用（絶対採用基準）

「高流動性銘柄群」に属する銘柄のうち、市場流動性順位が上位75位以内となった銘柄の中で、それまで未採用であった銘柄を採用します。

セクターバランスを考慮した銘柄の採用・除外（相対採用除外基準）

- 1) 「高流動性銘柄群」に属する銘柄を、業種分類に基づく6つのセクター、「技術」「金融」「運輸・公共」「資本財・その他」「消費」「素材」に分類し、各セクターを構成する銘柄の半数を、セクターごとの「採用妥当数」とします。
- 2) 上記 および の除外と採用を考慮した上で、各セクターごとの過不足銘柄数を算出し、「採用妥当数」に合わせるように、銘柄の除外・採用を行います。
 - ・ 過剰なセクターについては、同セクター内の既採用銘柄のうち、市場流動性順位の低いものから順に、過剰な銘柄数に当たる銘柄を除外します。
 - ・ 不足するセクターについては、同セクター内の未採用銘柄のうち、市場流動性順位の高いものから順に、不足する銘柄数に当たる銘柄を採用します。
- 3) セクター分類は、日経業種分類・中分類（36業種）をもとに、以下の業種により構成されます。このセクター分類、構成業種については、今後の産業構造変化などを

考慮して見直すことがあります。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 技術 | : 医薬品、電気機器、自動車、精密機器、通信 |
| 金融 | : 銀行、その他金融、証券、保険 |
| 消費 | : 水産、食品、小売業、サービス |
| 素材 | : 鉱業、繊維、紙・パルプ、化学、石油、ゴム、窯業、鉄鋼、非鉄金属、商社 |
| 資本財・その他 | : 建設、機械、造船、輸送用機器、その他製造、不動産 |
| 運輸・公共 | : 鉄道・バス、陸運、海運、空運、倉庫、電力、ガス |

（3）臨時入替え基準

特別の事由による除外

次の事由により東証第1部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外します。

- ・ 倒産（会社更生法適用申請や会社清算など）による整理ポスト入りまたは上場廃止
- ・ 被合併による上場廃止
- ・ 債務超過その他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
- ・ 第2部への指定替え

なお、監視ポスト入り銘柄については原則として除外候補としますが、除外の実施については、事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断した上で決定します。

銘柄の補充

上記 により構成銘柄から除外される銘柄が出た場合、「高流動性銘柄群」に含まれる銘柄の中から、当該除外銘柄と同一セクターに属する銘柄のうち、市場流動性順位が高い未採用の銘柄を補充することを原則とします。

入替え実施時期

除外事由の発生日の入替え実施を原則としますが、事由が証券休業日などに突発的に生じた場合は、入替え実施の周知徹底の観点から、実施まで期間を置くことがあります。

その他特例的な取扱い

企業再編形態の多様化を踏まえて、以下のケースを例に、実態に即した銘柄採用を実施します。なお、この特例的な採用の要否は、事由発生の際の定期見直し時に再編後の実態や市場流動性を勘案して決定することを原則とします。

- 1) 東証1部上場企業間の合併において、既採用銘柄が被合併で未採用銘柄が存続企業となるケースについては、存続企業である未採用銘柄を採用することがあります。
- 2) 「持ち株会社」（共同持ち株会社を含む）設立などにより既採用銘柄に上場廃止が発生したケースについては、当該「持ち株会社」を採用することがあります。

（4）採用・除外銘柄の決定

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。

【旧選定基準（除外・補充基準）】

日経平均株価は以下の基準により毎年構成銘柄を見直しています。この基準は1991年10月1日から採用しています。

（1）構成銘柄

日経平均株価は東証第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出します。長期間にわたる継続性を維持するとともに、市場流動性の高い銘柄で構成する指数とします。

（2）高流動性銘柄群

東証1部上場銘柄の中から相対的に市場流動性の高いグループを選び、これを「高流動性銘柄群」とします。個々の銘柄の市場流動性を測定する指標は、

- 1) 過去10年間の売買高
- 2) 過去10年間の売買高当たりの価格変動幅

とし、両指標から見て流動性が上位2分の1に属する銘柄グループが「高流動性銘柄群」です。

（3）除外基準

1) 下記の事由により東証第1部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外します。

- ・倒産
 - ・被合併
 - ・債務超過などその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
 - ・第2部への指定替え
- *97年12月8日より監理ポスト入りも除外対象とする。

2) 東証第1部において、市場流動性が相対的に低い銘柄（高流動性銘柄群に属さない銘柄）が指数採用銘柄である場合には、これを除外することがあります。この規定による除外銘柄は1年間で構成銘柄全体の3%未満とし、6銘柄を上限とします。

（4）補充基準

構成銘柄から除外される銘柄が出た場合、次の基準により選定された同数の銘柄を補充します。

1) 補充業種の選定

高流動性銘柄群について業種分布をとり、各業種の銘柄数に比例して構成銘柄の業種別妥当数を決めます。補充銘柄は妥当数に比べて採用数が少なく、不足率の大きい業種から選びます。業種分類は日経業種分類中分類（36種）によります。

2) 補充業種からの銘柄選定

補充業種内で、市場流動性の高い順に補充銘柄を選びます。

3) 補充銘柄の例外規定

ただし、次のいずれかに該当する場合は原則として補充銘柄としません。

- ・選定時に東証1部上場後3年を経過していない。
- ・選定時に発行済み株式数（50円以外の額面株の場合50円額面換算の株式数）が6,000万株を下回っている。

（5）特例

東証により特例として第1部に上場された新銘柄が市場を代表すると認められる場合は、市場流動性が相対的に低い銘柄と入れ替えることがあります。

（6）除外・補充銘柄の決定

除外・補充銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。